

## 第1回総務省政策評価会議事録

1 日時：平成14年7月16日（火）15時～17時

2 場所：法曹会館 2階 高砂の間

3 出席者：

一力 健 株式会社電通国際情報サービス相談役、大住 莊四郎 新潟大学経済学部教授、清原 慶子 東京工科大学メディア学部教授、武田 安正 アクセンチュア株式会社統括パートナー、中邨 章 明治大学政治経済学部教授

【総務省側出席者】

河野大臣政務官、畠中大臣官房長、平井総括審議官、板倉総括審議官、宮島政策評価広報課長、林崎政策評価広報課企画官

4 議事：

- (1) 大臣政務官挨拶
- (2) 大臣官房長挨拶
- (3) 委員紹介
- (4) 議事の公表について会議は非公開、議事録・議事要旨は公表
- (5) 中邨委員を座長に選任
- (6) 事務局から資料について説明
- (7) 質疑応答

5 議事録：

宮島政策評価広報課長 それでは、第1回の総務省政策評価会を開催させていただきます。当座、司会を務めさせていただきます、政策評価広報課長の宮島でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

早速ではありますが、第1回の開会に当たりまして、河野大臣政務官から一言ご挨拶をお願いいたします。

河野大臣政務官 皆様こんにちは。大臣政務官を拝命しております河野太郎でございます。本日は、本当にお忙しい中、スケジュールをいろいろとお差し繰りいただきましてお集まりをいただきまして、本当にありがとうございます。また、きょうは台風7号の影響で荒巻委員がご欠席ということになってしまいました。天候、足場の悪い中お集まりをいただきまして、委員の皆様には本当にありがとうございます。

この4月から政策評価法がいよいよ施行されまして、本格的な政策評価が始まることとなります。この評価会というのはそういう意味で本当に外からのしっかりとご判断をいただき、そういう意味で客観性あるいは国民の皆様の視点から政策を評価していただく、そういうことから非常に重要な会でございます。役所は間違いをしないんだ、そういう無謬説というものもございましたけれども、そうではなくて、役所のやった政策をきちんと判断をして、最終的には予算あるいは定員といったものにきっちりとそれを反映していくというのがこれから我が日本がやっていかなければいけないことでございますし、中央省庁の再編をした中の一つの柱が、この政策評価をきっちとやっていくことであつたと思っております。きょうは第1回目の会合でござ

いますが、どうぞ皆様の専門的な知見を十分に活かしていただきまして、また、総務省といたしましては、皆様のご意見をしっかりと反映をした政策評価をやらせていただきたいと思います。

どうぞ、きょうはよろしく願い申し上げます。

宮島政策評価広報課長 続きまして、畠中大臣官房長からご挨拶をお願いします。

畠中大臣官房長 総務省大臣官房長の畠中でございます。政策評価会の第1回目の会合に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

先生方にはご多忙の中、本評価会へのご出席をお引き受けいただきまして、厚く感謝申し上げます。

先ほど、河野大臣政務官からもお話がありましたように、いよいよ本年4月から政策評価法が施行されまして、当省の政策についても法に基づきまして評価を行って、8月末に公表するという段取りを考えているところでございます。実は、去年、中央省庁の再編で総務省になりまして、総務省の一部の政策について、試行的に評価をやりました。それにつきまして、だいぶ前ですが、国会で質問が生まれて、その結果どうだったかということを知りました。私のほうから、概ね妥当、という結論が出ておりますということをお知らせしたら、手前味噌じゃないか、というご批判を受けました。私のほうからは、本格実施に当たりましては、そういうご批判を招かないよう有識者の先生にもご参加いただき、その先生方のご意見もお聴きして、客観的かつ厳格な評価を実施していきたい、というふうにご答弁申し上げた経緯がございます。

政策評価は、なにぶん新しい制度でございます。また、総務省は、国の行政管理、行政改革、政府全体の政策評価もこの総務省が所管をしております。統計、人事・恩給制度、それから地方行財政、情報通信、放送行政と大変幅広い分野を抱えておりまして、一つの尺度でバサッと評価ができない面もございます。ということで、先生方には専門的かつ客観的なお立場から、幅広くご意見、アドバイスを賜りまして、客観的かつ公正な評価になるよう私も努力していきたいと考えておりますので、ご指導のほどをよろしくお願いいたします。ありがとうございます。

宮島政策評価広報課長 続きまして、構成員の先生の皆様方をご紹介します。

先ほど大臣政務官からお話がありましたとおり、荒巻前京都府知事は、新幹線が一時ストップしたこと等もありまして、やむを得ず欠席というご連絡をいただいたところでございます。

続きまして、大住新潟大学教授であります。

大住委員 大住でございます。よろしくお願いいたします。

宮島政策評価広報課長 続きまして、武田アクセントチュア統括パートナーであります。

武田委員 アクセントチュアの武田でございます。よろしくお願いいたします。

宮島政策評価広報課長 それから、明治大学の中邨教授であります。

中邨委員 中邨でございます。

宮島政策評価広報課長 東京工科大学の清原教授であります。

清原委員 皆様こんにちは。よろしくお願いいたします。

宮島政策評価広報課長 それから、一力電通国際情報サービス相談役であります。

一力委員 よろしくよろしくお願いいたします。

宮島政策評価広報課長 併せまして、事務局のほうから、総括審議官をご紹介させていただきます。平井総括審議官でございます。

平井総括審議官 よろしくお願いいいたします。

宮島政策評価広報課長 板倉総括審議官でございます。

板倉総括審議官 よろしくお願いいいたします。

宮島政策評価広報課長 本日は、後ほど実績評価書の説明につきまして、1時間ほど事務局からご説明をさせていただきまして、それ以降1時間ほどご意見、質疑応答をしていただければというふうに本日は予定をしております。

また、会議でございますが、この会議自体は非公開とさせていただきたいと思いますが、議事録あるいは議事要旨をつくりまして、公表をするということにさせていただければと思っております。公表に当たっては、事前にご確認等を事務的にさせていただいた上で行いたいと考えております。特にご意見がなければ、そういうふうにさせていただきたいと思っております。

それから続きまして、座長でございますが、実は13年1月に総務省が発足をしまして、総務省の政策評価をどうするかということいろいろご指導、ご意見を頂戴した政策評価研究会というものがございまして、その当時、明治大学の中邨先生に座長を務めていただいております。いわばこの評価会はその研究会を拡大、発展したものであるというふうに考えてございまして。事務局といたしましては、引き続き中邨先生に座長を務めていただきたいと考えておりますが、いかがでございますでしょうか。

(「異議なし」という声あり)

宮島政策評価広報課長 では、恐縮ですが、中邨先生に座長の席にお移りいただきまして、以下、進行等をよろしくお願い申し上げます。

中邨座長 ただいまご紹介をいただきました中邨でございます。「邨」という字がやや変わっておりますので、「チュウトン」といつも呼ばれておりますが、「なかむら(中邨)」と読みます。大学では、行政学を担当いたしておりますが、この4月から明治大学の大学院の責任者になりました。大学院長になりましてわかったことは、私の教えている行政学はほとんど間違いだということです。いかに大学行政が難しいかということを経験をしているところでございます。

本日は、ご指名でございますので、私が座長を務めながらこの会議を進めていきたいと思っております。先ほど宮島課長からご指摘がありましたように、本日は平成14年度実績評価書(案)につきましてご説明をいただいた後、質疑応答を進めるということでございます。

それでは、林崎企画官のほうからご説明をちょうだいできればと思っております。

林崎政策評価広報課企画官 政策評価広報課の企画官をしております林崎と申します。私のほうから、お手元の実績評価書(案)につきまして概略ご説明を申し上げてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

お手元に資料を配布させていただいておりますけれども、この一番分厚いものが「実績評価書(案)」そのものでございまして、そのうち主なポイント部分を抜粋したものの、それが資料3と打っておりますけれども、「実績評価書要旨(案)」というものでございます。

まず、私のほうからの説明に先立ちまして、実績評価書(案)について若干コメントをさせ

ていただきたいと思っておりますけれども、この評価書（案）そのものは、現段階におきまして、総務省の各部局が自ら評価を行ったものという位置付けでございます。そして、この自ら行った評価につきまして、今後、本日を含めましてこの評価会のメンバーの皆様方からご意見をお伺いいたしまして、その上で、あくまでも主体としては総務省として最終的に評価書を作成して公表いたします。総務省として評価書をつくっていく上で、第三者のこのメンバーの皆様方にご意見を伺っていくという位置付けになってございます。

今後の予定といたしましては、最終的に8月末に予定をしておりますけれども、公表という形にしまして、国民に対する説明責任を果たす、それから我が総務省の政策への適切な反映を図る、こういうことございまして、よろしくお願ひしたいと思います。

なお、評価書（案）の作成に当たりまして、極力各政策の問題点を明らかにして、今後の政策に反映できますように、幾つかの視点から端的な結論をそれぞれつけるように様式を統一しております。観点といたしましては、1つは当然ですけれども、当該政策が必要であるかどうかということ。それから、2つ目としては、その政策の成果が上がっているかどうかということ。そして3つ目としましては、当該政策にかかわります課題を解決するために新たな取組等が必要であるかどうかということ、こういったような視点を使いまして幾つか端的な結論を導いて、各部局にそれぞれ自ら評価をしていただくようにしていると、こういうわけでございます。後ほど具体的に見ていただく中で、その端的な結論といったものについてもご説明を申し上げたいと思っております。

それでは、評価書（案）の中身について概略私のほうからご説明したいと思っておりますけれども、まず、この実績評価書要旨のほうを1枚おめくりいただきますと、それぞれ行政改革大綱等に沿った行政改革の推進、行政管理の実施に始まりまして、私ども総務省の政策を体系的に項目として並べておるところでございます。これらにつきましては、この目次数枚めくっていただければわかりいただけると思っておりますけれども、全部で太字の部分、いわば大政策とでも申しましょうか、これにつきましては24項目ございます。それから、それぞれの項目ごとに各政策として並んでおりますのが83ございまして、これで総務省の主な政策を網羅する形にしておるところでございます。これにつきましては、先ほどお話の中でございましたけれども、昨年来、研究会でいろいろご議論いただいたことなどを踏まえまして、その中でも実はいろいろ議論があったわけでございますけれども、やはり業務単位にこだわるということではなく、それから、組織といたしましても、あるいは機構といたしましても、どうしても縦割りだけを見がちになるといったようなことにはならないように、あくまでも総務省としての政策を評価するということで意見をいただきながら、省としての政策体系の整理を行ってきたと、こういうものでございます。

そして、それぞれにつきまして、今年平成14年の5月から7月ぐらいの時点で、13年度におけます実績も踏まえまして、それぞれ評価を行っているということでございます。基本的には13年度の4月とそれから13年の最後、あるいはものによってはごく直近といったところまでの間で、ある程度政策の対象となる状況でありますとか、あるいは政策の課題、それから実施状況といったようなものを、それぞれその段階で比較をするといったことを中心に書いていただきまして、その結果を踏まえて評価結果を各部局でそれぞれ書いてもらっていると、こういうも

のだというふうにご理解をいただきたいと思います。

中身でございますけれども、先ほど申し上げたように非常に数が多いということもありまして、いちいち詳細にご説明を申し上げている時間はないのでございますけれども、適宜まとめながらご説明させていただきたいと思います。まず、ちょっと具体的な例というわけではないのですけれども、要旨の1ページをお開きいただきたいと思います。

こちらのほうで「国の行政組織等の減量・効率化」というふうに政策を書いておりますが、先ほど目次でご覧いただきましたように、大政策としては、行政改革大綱等に沿った行政改革の推進、行政管理の実施という大政策の中の1つの政策としてこの1ページがあるわけでございます。それにつきましては、達成目標として、社会経済情勢の変化に対応して、簡素・効率的な行政体制を実現すると、こういう達成目標を掲げ、そして、政策の実績を総括すべき時期として、平成18年度を中心に各年度適宜総括を行うと、こういうふうに書いておるわけでございます。ここで、平成18年度を中心に総括するというふうに書いておるわけでありまして、これにつきましては、特に私ども総務省の政策、総務省というところがわりあい制度的な仕事を多く持っております、そういう中で、単年度単年度での評価といったことをしていくと、なかなか目に見えにくいといったような、そういう政策も多々あるわけでございます。そういったものにつきましては、このようにある程度例えば平成18年とか17年とかいった年限で一回そこで総括をすると、こういった考え方も併せてとっているところであります。政策によりましては、例えば 計画といったもので計画期間が決まっているものもございまして、そういったものは計画の終了段階で総括をするといったようなことも併せて行っております。

それからもう1つ申し上げておきますのは、私ども総務省は、当面、毎年度評価を行うことにしております。これも法律でいう政策評価法という法律上は、必ずしも各政策毎年度行っていくというふうに義務づけられているわけではないんですけれども、やはり政策評価というものが非常にまだ未熟といえますか、歩き出したばかりといったようなこともございまして、中身もさることながら、その考え方とかあるいは進め方といったものについても、我々総務省としても慣れてないと申しますが、そういった面がございまして、当面はそれに慣れる、そういった考え方を浸透させていくという意味もありまして、毎年度私どもは政策を評価するというので、既に定めております我が省の基本計画にも定めております。したがって、今申し上げたように毎年度評価をするというのと、それからものによってはある程度総括する時期というものも併せて書いてやっている、こういう形になっておるものでございます。この最初につきましては、平成18年度を中心に各年度の政策評価において適宜総括すると、こういうふうに書いておるわけでありまして、

それから3番目としまして、「目標の達成状況の概要」がございまして、この政策に関しましては、平成14年度、その下に(1)機構、(2)定員、(3)独立行政法人・特殊法人がございまして、それぞれにつきまして13年度でこういったことをやりましたということをごそれぞれ書かせていただいております。そして、2ページをお開きいただきますと、4番として「政策評価の結果の概要」がございまして、この政策につきましては、目標達成に向けての成果が上がっており、今後もこれまでの取組を進めていくと、こういう評価にしておるわけでございます。これは、先ほど申し上げました幾つかの点に着目をして、6つ

の端的な結論をどれかまず書いてもらうようにということで進めてきた中で、この政策についてはその成果が上がっているとしているものです。そして、今後もこれまでの取組を進めていくと、こういう端的な評価をしているというものでございます。

要旨のほうを今ご覧いただいているわけでありまして。続きまして、3ページをご覧いただきますと、大政策、2つ目の政策がございまして、これについてもやはり政策そのもの、そしてその達成目標といったことで記載させていただいております。この政策についてはいわゆる行革でございまして、行革を推進していくという政策でございまして。

総務省といたしまして、各省庁がそれぞれ行革大綱に定めております政策を実施していくわけですが、全体の進行管理を行う、あるいはフォローアップを行うといったようなことで、全体としてその進展が図られているという状況だと認識しております。4番目の評価の結果の概要という欄につきまして、1番目と同じように、成果が上がっており、今後もこれまでの取組を進めていくという評価にしておるわけでございます。

それから最初の大政策の最後3番目になりますけれども、5ページ目でありまして、これは公益法人行政の関係でありますけれども、これにつきましても指導監督、あるいは立入検査の実施状況等を記載をさせていただいております。研修会につきましても、実施状況等を記載して、同様に4番目の評価につきましては、成果が上がっており、今後もこれまでの取組を進めていくべきという同じ評価になっておるということでございます。

以上3つの政策につきまして、それぞれ順調に進んでいるという評価をしておるわけでございます。

それから要旨の7ページ目になりますけれども、政策評価制度の関係で、ここから4本ほど政策が出てまいります。まず1本目は、政策評価制度そのものでございますけれども、これにつきまして、政策評価の円滑、効果的・効率的な実施を図る等といったようなことが達成目標として掲げてございます。それから、統括すべき時期につきましては、評価法の見直し時期ということで、平成17年度としておるところでございます。そして、平成13年度中におきましては、政府全体の取り組み状況のフォローアップ、研修、あるいは先進外国事例の収集・提供といったようなことをはじめそれぞれ行っておりまして、目標達成に向けて、これもまた成果が上がっており、これまでの取組を進めていくと、こういう評価にしておるところでございます。

それから、今までは非常によくできていますと自ら評価しておるわけでありましてけれども、9ページをご覧いただきたいのですが、これが政策評価の中での2つ目の政策ということで、評価専担組織として行う政策評価の実施と記載をしております。これにつきましては、私ども総務省の設置法あるいは評価法に基づきまして、各府省の政策について、私どものほうで必要な政策評価を実施して、各府省の政策の見直し改善の推進を図るといったようなこと、それから結果公表といったようなことで、国民の理解を深める等、達成目標を記載しております。これにつきまして、13年度中において行った取組についてその下に記載をしておるわけでありましてけれども、「行政評価等プログラム」といったものを見直したといったようなこととか、それに基づきまして8件の政策評価調査に着手をして現在分析中であるといったようなこと等々記載をしておりますけれども、始めたばかりで、まだ具体的に成果が上がるという段階に至っていないということでございまして、10ページの上のほうになりますけれども、これについ

ては、目標達成に向けて成果は現在は上がっていないものの当該政策は必要だということで、これまでの取組を進めていくべきという評価にしておるところでございます。ですから、今申し上げたような評価というのは、成果という意味からいけば、その前の政策につきましては成果が上がっているという評価をしておいたわけですが、これは成果が上がっていないとしておるものでございます。それから必要かどうかという点に関しては、これはその前にある政策と同じように必要であるとしております。それから、今後の取組は、今までどおり進めるか、あるいは課題等があるから、また新たな取組を考えるかという点については、これまでどおり進めていくと、こういうような評価にしたということでございます。

それから同じく評価関係の政策が11ページ、13ページとそれぞれ出ております。これは行政評価・監視といったもの、それから13ページは行政相談という政策でございますけれども、それぞれ達成状況につきまして記載をした上で成果が上がっており、今後もこれまでの取組を進めていくというような評価にしておるところでございます。

それから15ページでございますけれども、ここから3本、適正な人事管理の推進という大政策に連なる政策が出てまいります。これらにつきまして、まず15ページからご覧いただきますと、公務におけます多様な人材の確保と活用といったようなことで、2番目の達成目標につきましては、職員の能力開発・啓発、あるいは人事交流による幅広い人材の確保の推進といったようなことを挙げておりますし、総括すべき時期につきましても、このような制度的なものでございますので、平成18年度、5年後といったような形にしておるところでございます。

達成状況につきましては、啓発に係ります機会の提供ということで、各種の研修を挙げております。その研修結果をアンケートで聞いたところ、肯定的な意見が多数あったといったようなこと、人事交流につきましても、各種の制度が積極的に活用されるように各府省のほうにも要請をする、あるいは状況の調査・公表等を行うといったようなこと、それから人材情報データベースといったものをより活用してもらえるように努力をしているといったようなことが書いてございまして、これにつきましても成果が上がっており、今後もこれまでの取組を進めていくべきであるという評価にしております。

次の17ページ。これは高齢対策と再就職の適正化という関係でございます。

それから19ページ。こちらのほうは給与の適正な改定ということでございますけれども、これらにつきまして、いずれも成果が上がっており、今後もこれまでの取組を進めていくという形で評価をしておるところでございます。

以上、適正な人事管理の推進については、いずれも各政策とも順調に進んでいるという評価をしておるところでございます。

それから21ページでございますけれども、こちらは地方分権の推進という地方分権関係の政策になっております。地方分権の推進は非常に大きくなりになっておりますけれども、達成目標として、2番の(1)でございますが、権限委譲、あるいは市町村合併、地方行革、それから今後の地方自治制度の在り方、更には地方税財源の充実確保といったようなものを挙げております。その中の2番目、3番目、市町村合併と地方行革につきましては、後ほど小政策としてもそれぞれ行政体制の整備の中でもより詳細に分析・評価をしておるところでございます。それから地方税財源につきましても、それぞれ後から出てまいります地方財源の充実確保ある

いは地方税体系の構築といった中でそれぞれ詳細に評価をしておるということで、ここの地方分権につきましては、それらを総括して全体でどうかといったようなことでございますけれども、今申し上げたような部分、また後ほど出てまいります、それぞれの項目につきまして状況を記載しておりますけれども、これについては22ページの4をご覧くださいなのですが、目標達成に向けて成果が上がっているが、課題等もあることから、取組の改善や新たな対策の検討が必要と、こういう評価しております。即ち成果は上がっているか上がっていないかといえば上がってきていると評価しております。必要なことは必要で当然だとして、更に今までどおりの取組でいいかということについては、やはり課題等があるという認識で新たな取組が必要だと、こういう評価をしておるところでございます。いわば、今まで具体的にでてきた評価としては、3つ目のカテゴリーに入る評価でございます。

それから続きまして23ページでございますけれども、こちらは地方公務員行政の推進という大政策でございます、達成目標としてそれぞれ分権時代にふさわしい制度の確立でありますとか、あるいは定員、給与の適正化、人材といったような点をそれぞれ達成目標の中に掲げておまして、それぞれについての状況等、3番の中でまとめてございます。これにつきましては、4番「政策評価の結果」という24ページをご覧くださいますと、成果は上がっているけれども、課題等もあることから、新たな対策の検討が必要であるという、先ほどの分権の推進と同じように評価をしておるところでございます。

ちなみに、申し遅れましたけれども、「課題等もあることから」という点で、どういう課題かという点につきましては、例えば今ご覧いただきました地方公務員行政の関係で言いますと、女性の割合を更に引き上げるといったようなことが必要であるとか、あるいは5番のほうの「評価結果の予算等政策の企画立案への反映方針の概要」という欄にも、それに関連してどうするかということが書いてございますけれども、地方公務員制度改革に取り組みなければならないといったようなことでありますとか、あるいは人材育成について支援をする、あるいは引き続き女性地方公務員の採用等々に取り組みむといったようなことがございまして、これについては4番でいう課題等を乗り越えていく、対応していくための方針も反映した形で記載をされておるところでございます、なお、詳細でどういった課題等があるかといった点につきましては、この実績評価書本体のほうを各項目つづさにご覧いただければ、それぞれ課題等についても記載をしておると、こういう体裁になってございます。

それから25ページでございますけれども、これは地方財源の確保等ということでございまして、毎年度毎年度全国の地方団体が財政運営、支障が生じないように財源を確保するといったこと、それから昨今議論がございます交付税、こちらのほうの算定を簡素化するといったようなことが達成目標に掲げてございまして、評価としては、やはりその前2つと同様に成果は上がっているけれども、課題があるということで、新たな改善取組が必要であるという評価をしておるところでございます。

それから27ページは、地方税の関係でございますけれども、こちらにつきましても、やはり政策評価の結果の概要のところをご覧くださいますと、成果は上がっているが、課題等もあるということで、新たな対策は必要である。税源移譲といったようなこと、あるいは法人事業税への外形標準課税の導入といったような課題を抱えているというような評価になっておるとこ



ろでございます。

それから29ページでございますけれども、ここから3本の政策につきましては、先ほど目次にもございましたが、地方公共団体の行政体制の整備という大政策の中の3つでございます。それぞれ市町村合併の推進、それから31ページは地方行革の推進、33ページ、公正な行政手続あるいは情報公開といったようなことを立てております。これらにつきまして、それぞれ状況を書いてございますけれども、一応評価としてはいずれも成果が上がっておって、そして、今後もこれまでの取組を進めていくべきであると、こういう順調に進めているという評価になっておるところでございます。

それから35ページでございますけれども、ここから5枚は自立した地域社会の形成という大政策の5本であります。この中で、35ページでございますけれども、地域づくりの支援という点につきましては、これはさまざまな事業があるわけでありましてけれども、評価といたしましては、成果は上がってきているが、やはり課題等もあるという評価になってございます。そのような評価を受けて13年度をもって地域総合整備事業債を廃止したといったようなこと等々方針が書いてございます。

それから37ページは、自立した地域社会の形成の2つ目ですけれども、過疎地域の自立促進といったようなことで、これは過疎地域自立促進特別措置法という法律がございますけれども、この法律を踏まえて進めているというもので、これにつきましては成果が上がっており、今後もこれまでの取組を進めていくという評価でございます。

それから39ページは、地方公共団体の国際化の関係でございますけれども、これにつきましても、今の過疎と同様に成果が上がり、今後も取組を進めていくと、こういう評価をしてございます。

それからその次41ページ、これは地方自治分野におけます国際交流・国際協力でございますが、これにつきましても、各種セミナー等を行い、成果が上がっており、今後も進めていくと、こういう評価でございます。

それから43ページ、自立した地域社会の形成の最後でございますけれども、5本目ですが、地方公共団体におけますPFI事業の推進という政策でございます。これにつきまして、中に状況等も書いてございますが、評価としては成果は上がっているけれども、課題があるということで、取組の改善、あるいは新たな対策の検討が必要であるというような評価にしております。これにつきましては、PFI事業といったものが従来の事業と比べますと、VFM(Value for Money)といったものの評価とか、リスクの明確化等々いろいろ検討要素が多いといったようなことなどを踏まえて、このような評価になっておるわけでございます。

それから次が45ページからが、大きく地方公共団体等の財政の健全化という大ぐくりの中で6つの政策としてそれぞれ評価をしておるものでございます。財政健全化のその1としては公債費負担の適正化、45ページでございます。これにつきましては、評価としては、成果が上がっており、今後とも取組を進めていくという評価でございます。

それから47ページは、財政健全化のその2ですけれども、国庫支出金におけます超過負担の解消ということでございます。これにつきましては、やはり成果が上がっておって、今後ともこれまでの取組を進めていくべきという評価になってございます。

それから49ページでございますけれども、これは辺地に係ります財政上の特別措置の実施という政策でございますが、これにつきましても、辺地地域数といったものが減少してきているということで、成果が上がり、今後もこれまでの取組を進めていくと、こういう評価でございます。

その次の財政健全化の4でございますが、土地開発公社の健全化でございます。これにつきましては、評価のところをご覧くださいますと、成果は上がっているが、取組の改善、新たな対策が必要だといったような評価になってございます。土地開発公社といったものが長期間土地を保有している、その長期間保有が問題であるということで、それを解消するということが目標でございますけれども、長期保有が今後も残存する可能性もあるといった認識がございまして、このような表現、このような評価になっておるものでございます。

それから健全化の5番目と6番目がその次53ページ、55ページでございますけれども、地方公営企業と第三セクターの関係でございます。地方公営企業につきましては、経営の健全化と、それから透明性の向上といったことで、これについては成果が上がっており、取組を進める。それから第三セクターにつきましては、これは経営改善に資するように情報公開。これは達成目標をご覧くださいますと、55ページですが、情報公開、それから点検評価体制整備等が進展ということが達成目標として書いてございます。これにつきましては、3番達成状況の概要という欄にもございますけれども、それぞれ進んできておるということで、目標達成に向けて成果が上がってきており、今後もこれまでの取組を進めていくべきと、こういう評価になってございます。ここまでが地方公共団体等の財政の健全化でございます。

それから57ページからは、がらっと変わりまして、高度情報通信ネットワークインフラ整備の推進という大きな政策の部類でございます。ここから8政策が今申し上げた高度情報通信ネットワークインフラ整備の推進という大政策の中に含まれてございます。あらかじめ申し上げておきますと、これらにつきましては、今まさに大きく動いている状況にかかる政策ということで、成果は上がっているけれども、やはり課題がさまざまあると、こういう認識が非常に多くなっております。

まず57ページ、高速・超高速ネットワークインフラ整備でございますけれども、これにつきましても、大きな業者である第一種電気通信事業、あるいはそれを回線設備を借りて事業を行っている第二種電気通信事業といったものに関係しまして、施設整備等の整備を支援していくために、さまざまな制度を準備しております。それらの活用状況等について記載をしております、それらを踏まえてネットワークのインフラの整備が反映したといったような形でさまざまなサービスが多様化する、あるいは利用者数が増える、料金が低廉化するといったような状況が進んできているということでございます。ただ、課題としては、やはり地理的な情報格差等のデジタル・ディバイドがあって、こういったようなものを是正しなければならないといったような問題もまだ抱えているということで、先ほど申し上げたように、成果は上がっているが、課題等もあると、こういう評価になってございます。

59ページ、地域におけます情報化の推進ということで、これも各種施策を進めておりまして、住民サービスの向上、あるいは行政の効率化、情報格差の是正に向けて政策を講じているわけですが、これにつきましても、同じように成果は上がっているが、課題等もあるという評価を6

0ページにしておるところでございます。

それから61ページですが、これは同じく地域における情報化ですが、沖縄関係でございます。これにつきましてもいろいろな取組を行っておりまして、これにつきましては、成果が上がっており、今後もこれまでの取組を進めていくという評価にしておるところでございます。

それから63ページですが、新たな電波利用システムの導入ということでございますけれども、これにつきましても、より低廉かつ多様なサービスの実現のために各種施策を実施しているということでございます。これについての評価は、成果が上がっており、今後もこれまでの取組を進めていくという評価でございます。

65ページは地上放送のデジタル化でございます。これにつきまして2番の(2)に「政策の実績を総括すべき時期」がありますけれども、平成15年度三大広域圏におきましては、そのかっこ内に書いておりますけれども、平成15年度までにデジタル放送を開始するといったようなことを踏まえまして、総括すべき時期を15年度というふうに記載をしております。そして、それに向けて各種施策を講じておるということで、評価としては66ページにございますが、成果は上がっているけれども、課題等もあるといった評価になってございます。

67ページは衛星デジタル放送の関係でございますけれども、これにつきましても、衛星デジタル放送普及のためにさまざまな施策を講じてきておるわけでございますけれども、評価といたしましては、成果は上がっているけれども、課題等もあるという評価でございます。

それから69ページは、国際放送の関係でございます。これは我が国に対します正しい認識を培い、普及すること等によって国際親善の推進、外国との経済交流の発展に資するといったようなことでございます。それから在外邦人等が国際放送の効用を享受するといったようなことで、放送法に基づきまして毎年度NHKに対して国際放送の実施を命じているといったようなことがございますけれども、それぞれ成果は上がっているが、課題等もあるという評価でございます。

それから先ほど来申し上げおります高度情報通信ネットワークインフラ整備の推進という大枠の中の最後でございますけれども、ケーブルテレビの普及ということで、これにつきましても各種制度を活用して進んできているけれども、課題もあるということで72ページに、成果は上がっているが、課題等もあるという評価になっておるわけでございます。

73ページでございますけれども、ここからは電子政府・電子自治体の関係でございます、7本ございます。各府省におけますさまざまな取組等について総務省として促進を図るといったようなことがそれぞれあるわけでございますけれども、この7つの政策につきましては、評価結果だけご覧いただきますと、73ページの政策につきましては、成果は上がっているが、課題等もあるという評価、それから申請・届出等の手続の電子化の関係につきましては、成果は上がっているが、課題等もあるという評価、それからペーパーレス化、77ページでございますけれども、これは成果が上がっており、これまでの取組を進めるという評価、それから霞が関WANと地方公共団体間を接続するというものがございますけれども、これにつきましても、成果は上がっているが、課題等もあると、こういう評価でございます。

それから81ページは、各府省におけます情報システム関係業務、これのアウトソーシングといったようなことですが、これについては順調に進んで、成果は上がっており、今後も

進めていくと、こういうことでございます。

それから83ページでございますけれども、これは総務省所管行政に関します電子化あるいは情報化といったようなことございまして、幾つかございます。行政情報の電子的提供とか、あるいは申請・届出手続の電子化、これは総務省自身の話でございますけれども、これらについては84ページでございますけれども、成果が上がっており、今後もこれまでの取組を進めていくと、こういうことでございます。

それから電子政府関係の最後でございますが、85ページ、地方公共団体の情報化の推進ということでございまして、これにつきまして、個人情報保護条例等の制定団体、あるいは規則や規程等によって個人情報保護対策が講じられている団体等を合わせますと8割近いといったような形になってきているといったようなことを記載されております。こういったことを踏まえて成果は上がっているけれども、課題等もあると、こういう評価になっておるところでございます。

87ページからは、今度は高度情報通信ネットワークの安全性・信頼性という、安全・信頼といったような関係で政策が3本出てきております。いわゆるセキュリティ関係あるいは電波利用の適正化・効率化、それから電子商取引関係の環境整備といったような政策がそれぞれ出てきておるわけでございます。いずれもさまざまな取組を進めておるわけでございますが、成果は上がっているけれども、課題等があるという評価をしておるところでございます。

それから93ページをご覧くださいますと、ここから3本はIT関係の人材の育成という政策が3つございます。まず最初の93ページは、専門的な知識・技能を有する人材を増加させるということでございまして、これは各種研修事業を行って進めているということでございまして、成果は上がっておるけれども、課題等もまだあるという評価になってございます。

それから95ページでございますけれども、これは地理的な要因とか、あるいは年齢とか身体的条件といったようなことで、デジタル・ディバイドがある。こういったものを解消する。それによって情報リテラシーを向上させて就労機会を生み出すと、これを目的とした政策でございますが、テレワーク・SOHOの関係、あるいは情報バリアフリーの整備事業の関係といったようなものをそれぞれ進めてきているということに記載してございまして、成果は上がっているけれども、課題等もあると、こういう評価でございます。

それから97ページでございますけれども、こちらのほうはIT人材の育成という大きな中でいきますと、わりと基礎的な部分と申しますか、IT基礎技能の住民への普及といったようなことで、平成14年度に総括をするということで記載をしておりますけれども、13年度末まででITの基礎技能講習といったものを、全国で約550万人程度の国民に提供をしたといったようなことで、これについては、4をご覧くださいますと、目標が達成されて、政策としての役割を終えたと、こういう評価にしてございます。今まで出てきたのが、成果が上がって、これまでどおり進める。それから成果は上がっていないけれども、これまでどおり進める必要があり、それから成果は上がっているけれども、課題があるとしてございます。こういうのが今まで出てまいりましたが、ここでもう1つのカテゴリーとして、目標が達成されて、政策としての役割を終えたと、こういうカテゴリーに当たるものとしてこの評価が出てきておるわけでございます。

それから99ページですけれども、市場の変化・技術革新に対応した規制改革等の推進という電気通信分野でございますけれども、3本政策が出てまいります。それぞれ公正な競争の促進でありますとか、あるいは多様な通信手段の確保、利便性の向上ということで、IPネットワークの関係でありますとか、それから情報通信関係のニュービジネスの創出といったようなことで各施策をそれぞれ打ち、状況としてはそれぞれ進展をしておりますけれども、いずれも課題も抱えていると、こういう評価でございます。

それから飛んでいただきまして105ページをお開きいただきますと、ここからは戦略的研究開発の推進という部分でございます。研究開発関係で5本出てまいります。これにつきましては、それぞれざっとご覧いただきますと、アプリケーション及びコンテンツの高度化のための研究開発、これにつきましては、やはり成果は上がっているが、課題はまだあるという評価でございます。

それから107ページですけれども、研究開発の関係の2つ目でございますけれども、これにつきましても、成果は上がっているけれども、課題等もあるという評価でございます。

それから109ページ、新技術のシーズを創出する基礎的・先端的研究開発といったものがございしますが、これにつきましても、同じく成果は上がっているけれども、課題等もあるという評価でございます。

それから次は研究の人材育成、あるいは研究環境の整備が111ページ、研究開発の関係では4番目に当たりますが、これにつきましてはの評価は一応112ページでございますが、成果が上がってきておりまして、今後もこれまでの取組を進めていくべきであるという評価でございます。

それから研究開発関係の最後でございますけれども、情報通信に関する標準化の関係でございますが、これにつきましては、成果は上がっているけれども、課題等があるというような評価になっております。

それから115ページからは、デジタル・ディバイドの解消の関係でございますけれども、5本ほど政策が続いてございます。まず115ページの民放テレビ・ラジオの難視聴等の解消でございますけれども、これにつきましては、なかなか過疎地域といいますが、難視聴を解消していく1事業あたりの対象世帯数が減少してきているといったような状況がございまして、そういった認識等を踏まえまして、4番の評価のところをご覧いただきますと、成果としては現在なかなか上がっていないけれども、政策としては必要なもので、これまでの取組を進めていくべきと、こういうカテゴリーの評価、端的な評価になっておるわけでございます。それからデジタル・ディバイドの2番目でございますけれども、これは移動通信が利用できるようなことといたしまして、これについては成果は上がっているが、課題があるという評価でございます。

それから119ページ。過疎地域等において、公共情報の入手、インターネットの利便性の向上といったようなものにつきまして、これにつきましても成果は上がっているけれども、課題等があるという評価でございます。それから情報バリアフリー環境の整備につきましても、各種、例えば字幕番組・解説番組等の制作でありますとか、あるいはバリアフリー環境の整備に向けての各種事業といったようなものをやっておりますが、成果は上がっているものの課題

があるという評価でございます。それからデジタル・ディバイド関係の最後、123ページでございますけれども、国際的デジタル・ディバイドの解消といったようなことが書いてありますけれども、これにつきましても、成果は上がっているけれども、課題等があるという評価になってございます。

それから125ページ、選挙制度の適切な運用という大きな政策でございますけれども、これにつきましては、選挙の啓発あるいは実際行われる国政選挙事務の円滑な管理執行ということで、これについては成果が上がっており、今後もこれまでの取組を進めていくと、こういう評価をしておるところでございます。

それから127ページからは、郵政事業の経営という大政策の関係が3つ続いてまいります。1つ目がユニバーサルサービスの提供といったようなことで、これにつきましては成果が上がっており、これまでの取組を進めていくべきであるという評価でございます。

それから129ページは健全な事業財政を確保していくという内容の政策でございますけれども、これにつきましても成果が上がっており、これまでの取組を進めていくという評価でございます。

それから郵政事業関係の最後でございますが、131ページ、利用者利便の向上と、こういった点に関してはさまざま努力をしてきておるわけでございますけれども、成果は上がっているが、まだ課題もあると、こういう評価をしておるところでございます。

それから133ページからは消防の関係でございますけれども、消防防災体制の充実強化ということで、5本ほど政策が挙がってきてございます。133ページ、火災による被害の軽減、大規模災害等による被害の軽減といったようなことで、そのための消防力の整備等々の努力をしておるということで、成果は上がっており、今後もこれまでどおり進めていくという評価でございます。

それから135ページは、消防防災のその2ですけれども、火災予防の関係でございます。これにつきましても、住宅の防火対策等々期待されておりますけれども、成果は上がっているけれども、新たな課題もあると、こういう評価をしておるわけでございます。

それから137ページは危険物事故の関係でございます。これにつきましては諸状況を書いてございますが、成果は上がっており、今後もこれまでの取組を進めていくという評価でございます。

それから139ページは災害に強いまちづくりといったようなことでございまして、災害による被害の軽減という達成目標を掲げてございますけれども、これにつきましては、成果は上がっており、これまでの取組を進めていくという評価でございます。

それから141ページは救急業務の充実・高度化関係でございますけれども、これにつきましては、成果は上がっているけれども、新たな課題等もあるといったようなことで、心肺停止傷病者の救命効果を向上させるための措置が必要であるといったようなことも記載しておるわけでございます。

以上5本が消防防災体制の充実強化でございまして、成果が上がっており、これまでの取組を進めていくという評価をしておるところでございます。また、131ページ、利用者利便の向上と、こういった点に関してはさまざま努力をしてきておるわけでございますけれども、成果は上がっているが、まだ課題もあると、こういう評価をしておるところでございます。

143ページからは統計行政の推進という大政策の関係で5本出てまいります。それぞれ社会・経済の実態を的確に反映した統計調査の実施と、あるいは国・地方が共同で行う統計調査等々の政策がございます。2個目につきましては、これは評価としては成果が上がっており、今後もこれまでの取組を進めていくという評価でございます。

それから2本目の145ページですけれども、国・地方が共同で行う統計調査の関係につきましては、これにつきましては、成果が上がっているけれども、課題等もあるという評価でございます。

それから147ページですけれども、官庁統計に対します国民の協力の確保という関係で各種事業を行っておりますが、これについては成果は上がっているが、課題もあるという評価でございます。

149ページは統計の国際協力関係でございますけれども、これにつきましては成果が上がっており、これまでの取組を進めていくという評価でございます。

それから151ページでございますが、統計の作成・提供といったようなことでございますけれども、これにつきましては153ページに評価を書いておりますが、成果が上がっており、今後もこれまでの取組を進めていくということで、統計行政関係は、成果が上がって、これまでどおり進めていくという評価が3政策、それから課題もあるという評価が2政策、こういった結果になってございます。

それから155ページ、恩給行政。この155ページと157ページの2本が恩給行政の推進という大政策のうち2本ということでございますけれども、恩給年額の適正化、それから恩給に対します理解の向上、受給者等の負担軽減といったものにつきましてそれぞれ取組が行われ、成果は上がり、これまでの取組を進めていくべきであるという、いずれもそういう評価になってございます。

それから159ページが旧日本赤十字社救護看護婦等処遇事業等の実施という大きなくり、大政策の中のここから4つ続いて4政策がございます。これにつきましては、旧日本赤十字社救護看護婦等に対します医療給付金の支給等でありますとか、あるいは引揚者等特別交付金の支給といったもの、それから戦後処理の関係での不発弾等処理交付金の交付事業が163ページにございます。それから165ページは、一般戦災死没者の慰霊事業ということもやっておりますけれども、いずれも成果が上がっており、今後もこれまでの取組を進めていくべきと、こういう評価をしておるところでございます。

それから最後になりますけれども、167ページ、日本学術会議第18期活動計画の実施という政策でございますけれども、当該計画に示されました各課題・提案等につきましてそれぞれ業務を実施して、成果が上がり、これまでの取組を進めていくべきと、こういう評価をしておるところでございます。

以上、大変長々と説明をさせていただきましたけれども、既に目標が達成されて政策としての役割を終えたというのが1事業ございましたし、それから目標達成に向けて成果は上がっていないけれども、当該政策は必要で、これまでの政策を進めていくべきであるとしてあるものが2事業ございました。それからその他の事業につきましては成果が上がっており、これまでの取組を進めていくというものと、それから成果は上がっているけれども、課題等もあるとい

うものが半々といいますが、概ね残り半々ぐらいの感じで評価を自らしておると、こういう状況になっておるところでございます。

私のほうからはとりあえず以上でございます。

中邨座長 ありがとうございます。大変膨大な評価結果になりましたが、皆さん大変な努力をされたということがこの成果の中によくあらわれているのではないかなと私は感じました。

いろいろ全体につきましてのご質問あるいはそれぞれの非常に特化した政策についてのご質問等いろいろあるかと思いますが、何かご意見等がございましたら、ぜひお話をちょうだいしたいと思います。いかがでございましょうか。

清原委員 最初に、幾つかあるんですが、一点だけ、今のご説明を伺っていて改めて少し仕訳が必要かなと思いましたが、このことについて発言させていただきます。それはこの「端的な結論」というふうに最終的な評価の結論をまとめられたということは、これは非常に重要だと思っております。私はやはり一定の政策評価をしましたら、それが結局どういうことだったのかということは明確にしなければいけませんから、担当の方はこの「端的な結論」を出すまでにその論拠を意識して、各項目について評価をされるということで、このような方法をとられたのは非常によいのではないかと考えています。

その上で、しかし、ちょっとこれはどういうふうに判断したらいいかなと迷ったキーワードが「課題」という言葉でございます。これにつきましては、実は、「端的な結論」の3点目に、「効率性・有効性等について課題等もあることから」というふうに書かれていまして、その「課題」の意味が効率性・有効性等についての課題となっています。ところが、例えばいくつかあるんですけれども、一番直近で聞かせていただいたことでいいますと、135ページから136ページの火災予防対策の推進というところの136ページ4番には、「目標達成に向けて成果が上がっているが、新たな課題等もあることから」と明記してくださっているんですね。これは実はこの6つの端的な結論とは違う用語で「新たな課題」と書いてくださっています。その課題はどこにあるかといえば、詳細なところにはいろいろ住宅防火対策についてまだまだしなければならないことが残っているからというようなことなんです。ほかにも読ませていただきますと、「今後の課題」というところがかかなりあるものですから、有効性とか効率性に偏るのではなくて、この政策に絡んで今後更に解決をしていかなければいけない問題を認識されると、それを課題だというふうに書いていらっしゃる部門がありました。

つまりそういうことで言いますと、政策を実行していく際の課題は、効率性・有効性だけではなくて、それを運営していく主体の問題とか機関の問題とか、あるいは政策を遂行していくに当たって、新たに発掘された課題とか、こういうものがあるためによりこの政策は継続していかなければいけないと認識されたときに、今までの成果があるなしにかかわらずこれは有効であるから今後も必要だという結論になられているようなんですね。

そういうわけでございまして、これはやってみなければわからなかったところだと思うんですけれども、「課題」という言葉は非常に多義的あるいは両義的に使われているものですから、これはやっぱり鮮明にしておかないと、先ほど政務官が言われましたように、これを今後の予算とか定員に反映していくというような継続性あるいは改善の方向を示すときに、これらの課題が並列的に並んでいるのはあまり意味がないだろうと思います。ですから、これは有効性の



観点からの課題なのか、効率性の観点からの課題なのか、何なのかというところはより鮮明に政策評価の段階で分けておいていただいたほうがよろしいのではないかなと思いました。

さらにもう一点だけ申し上げますと、実は総括すべき時期が掲げられている政策があって、これは18年度までとか、17年度までとか、長期的な計画に基づいているんだなとはわかるんですが、これなども論拠とする法律だとか、長期のビジョンだとか、プランだとか、そんなものがかっこ書きでも書かれていて、したがって、これは17年度までなんだ、18年度までなんだということがわかることが有用であると思いました。更に政策評価は原則毎年度するのだとご説明がありましたから、言うまでもないことなんですが、やはり総括する時期というまでの中間的な段階ではかなり掘り下げた政策評価をすることによって見直し改善の効率があると思いましたので、この政策の実績を総括すべき時期の意味は、今後の政策評価の重点的な評価をいつしたらよりよいのかということを見る意味でも意味があるかと思ひまして、このあたりも細かいことですが、配慮して、長期的な政策評価の時期に関する計画なども考えると有用ではないかなと思いました。以上、2点申し上げます。

中邨座長 ありがとうございます。

どなたかほかにございますか。

武田委員 今、清原委員から指摘された部分は、私も非常に同感するものがあります、課題の明確化ということと同時に、今回の評価の記述方法として、実施された内容について非常にわかりやすく書かれていますし、文言については座長の言われたように、多大なる努力がされたことが伝わってきます。全体のバランスをとるために担当事務局の方も相当ご苦労されたと思います。できれば、予定があって、それに対してこういう実施状況だったという、そうしたものも同時に見られたら、なおよいと思いました。実際には、それにより課題が明らかになっていく。そういったところについても少し明らかにしていくと、わかりやすいと感じております。それから、評価をするときに、やはりアカウンタビリティの確保として、きちんと成果を評価することが重要だと思いますが、できれば、どのように評価に対する客観性を担保しているかという部分についても考慮があるべきでしょう。ご説明していただいている中、実績評価書そのものも拝見しましたが、「学識経験を有する者の知見の活用」といった項目があります。こういった部分について、記述があるものもありますが、まだ十分ではないような感じを受けました。そういったものをうまく利用したり、あるいは政策の中には他の事例との比較、例えば海外の事例といったものを引いて、客観性を担保しようという努力がされている部分もありました。そうした部分を今後充実させていくのも課題だと思います。また、国民に対して何かサービスをするとか、あるいは何かアクションをとるといったものが中にありましたけれども、そういったところについては、顧客満足度調査というようなものを、これは1回目、しかも非常に短期間ということもあって、今回そこまで求めるというのはかなり無理があるかと思いますが、今後の取組としてはそういった視点も入れるといいのではないかと感じました。

中邨座長 どなたかいかがですか。

大住委員 私は過去の経緯をあまり存じ上げませんので、感じたことを若干申し上げさせていただきます。今回のこの評価書を拝見しまして、非常にご苦労をされて、よくまとめ上げて

いるということがまず第一印象です。ただ、よくまとめられている中身が、先ほど武田委員がおっしゃったとおり、今やっていることを忠実に記述をしたということにとどまっているということなんですが、ただ、最初の評価の作業としては、それでも随分改善しただろうと。今回の作業で、先ほど清原委員がおっしゃったとおりですけれども、一度やってみることでいろいろなことがわかっていくということがございます。ですから、これはこれとして非常に大きな進歩ではなかったかと思えます。

その上で若干意見がございまして。今回の評価書の政策評価の結果の記述なんですけれども、これをパラパラと見ていきますと、大体政策の有効性というのでしょうか、成果が上がっているというような記述がほとんどであると。中には、課題があるので、あるいは新たな課題が発見されたので新しい取組が必要と、こういう記述がなされているものもあると。その他のものが非常に少ないということがございます。それはどうしてなんだろうかということを考えますと、幾つかの理由があるのだらうと思えますけれども、そもそもこの政策評価は単年度評価ではないので、目標年次をある程度中期的にとらえてあると。したがって、現時点で結論めいたことを書きづらい、こういうことがあるかもしれません。もう一つは、仮に現段階でマイナスの評価をした場合にどうなるのかと考えますと、ひょっとすると当該政策が変わることになりかねないということもあろうかと思えます。したがって、ご担当の方としては、結論先にありという形でまとめがちになるのではないかと。つまり、今やっている政策は必要であるという結論をまとめるために書いてしまう傾向が出てしまうということでもあります。

それはどうしてなのかということなんですけれども、そもそもこの政策評価の使い方に関する議論が必要だと思えます。最初の官房長がおっしゃっていたことなんですけれども、政策評価の厳格で客観的な評価が必要なんだということなんですけれども。私はその厳格さや客観さも、ほどほどの客観さやほどほどの厳格さだと思えますね。どうしてなのかといいますと、政策評価ということになりますと、価値観が入ってまいります。価値観に対する判定といいますか、そんなものが客観性をどこまで持てるのか、あるいは厳格性をどこまで担保できるか、非常に疑問があるんですね。

私は、そうではなくて、ほどほどの客観性、ほどほどの厳格さがあればいいのだらうと思えます。どうしてこんなことを申し上げたかといいますと、客観的あるいは厳格な評価といったときにだれが評価をするのかということなんです。おそらく外部の第三者評価を前提に読まれていると思えますね。自己評価ではなくて第三者が客観的に、例えば審判を行うようなもの、裁判のような世界だと、こういうことだと思います。私は政策評価はそういうものではなくて、先ほど清原委員がおっしゃったとおりなんです。これは改革のための評価であるということをお前提に考えますと、ちょっと考え方を変えないといけません。現状に課題があるとすれば、どうすればその課題を克服できるのか、改善、改革ができるのか、そういう発想に立つならば、必ずしも厳格で客観的な評価は必要ないんですね。改善のための尺度があればいいということになります。だれが使うかといいますと、これは職員の方が自ら使うものであると。管理職の方なのか、あるいはトップの方が使うものなのか、こういうことだと思います。

その上で若干申し上げますと、先ほどの政策評価の結果の内容がどうも画一的になってしまっているということなんですけれども、更にもう一点、評価結果の活用の部分も、ある程度現状の政

策の延長線上の記述になってしまうということなのですが、それは中項目でしょうか、小項目でしょうか、その施策限りでしかものを考える仕組みがないからなんですね。その範囲ですべてが必要となりますと、現状の延長線上、現状のトレンドを伸ばした姿でしか点検ができない、評価書は書けないということになります。むしろ必要なのは、この各中項目ないしは小項目の施策の重要性を判定することだと思っただけです。一言で言いますと、選択と集中の議論のため素材として使えるものであると。例えば各局局単位で重要な分野は何なんだろうか、何が重要なのか。逆にいいますと、どういうことが優先順位が低いのか。選択と集中のような議論をしていかないといけないということでもあります。これが最初にこの政策評価の目的を考えると、必要性を問うということがありましたけれども、必要性を問うということは、少なくとも重要なものを先に実施をする、あるいは重点的に実施をする。ひょっとすると成果目標を終えたもの、あるいは官が自らやる必要のないものは手を引くと、こういう価値判断をする必要があるんですね。その価値判断をするための素材として、この政策評価書は本来使われるべきだろうと思います。そういう形での局の役割、ミッションの認識、更には再定義のための素材として本来こういうものは使われなければいけないということになりますと、これは各施策単位ごとに評価書があるだけでは、たぶんそれはできませんので、局全体として将来何を指すのかというビジョンを考えないといけないと思います。更に言いますと、局だけではないと思います。総務省は3省庁が統合したということでもありますので、とりあえず旧3省庁ごとのビジョンのようなものを考えていかないといけない。ミッションの再定義も必要かもしれない、こういうことがあります。そういう形で本来この政策評価の結果は使われていくべきであると。それが新規政策あるいは定員の重点配置、予算要求と、こういったところに反映させていかないといけないということになります。そういう使われ方がされないといけないし、そういう使われ方をするための素材に発展させていただければと思います。一言で言いますと、例えば河野大臣政務官が来年度の総務省の目指すビジョンは何かと問われたときに、これをもとに語れるものでないといけないですね。そういうものをおつくりいただければ、総務省のダイナミックな動的な政策展開につなげられるのではないかと思います。

一力委員 総務省のこの評価制度は毎年やっていかれる、それなりに試行錯誤をしながら評価のシステム自体を精緻化するというご意向かと思っただけです。結構だと思っただけです。

それと同時に、情報通信の世界は変化が非常に激しいものがありますから、そして、それがアウトプットとしてあらわれてくることも早いものですから、毎年の評価をやっていかないといけないんじゃないかというのが僕の率直な感想なんです。例えば高度情報通信ネットワークインフラの整備推進ということで、高速・超高速ネットワークインフラの整備の中に出てきますけれども、イギリスなんていうのは200万以上のユーザーが出てきています。前年対比で30数%みたいなことが突然出てくるんですね。次年度にADSLじゃなくて、別のテクノロジーに載った高速通信が出てこないとも限らないというのがこの世界ですから、二重の意味で毎年評価をすることはいいことではないかなと思っただけです。

それと情報通信ネットワークインフラの整備とかこのへんのところは、e-Japanの計画とか国家目標がひとつありまして、これは数値化された目標もあるわけでございますから、できればこれに関連するところは、その国家目標と対比してどういうふうになっているかとい

うところを記述されるとよろしいのではないかと思うんですね。

それと、高速ネットワークの推進というようなところでも、前年度に比べると非常に大きな発展をしているんですけれども、それがどうしてそうなったのかというところは、むしろ定性的な説明がないと難しいなというところなんですね。ですから、担当局あるいは課として、これに対してどういうスタンスで対応していったのかというところは、純粋な客観モデルでなくても結構なんですね。自分らとしてはこう動いたんだというところを正直に言われることが必要であって、あの文章にあるように安い金利で資金を貸したことがそうなったとは私は思えないんですね。これはこれで何も否定するものではありませんけれども、そこらへんのところは関係している課あるいは室がある程度コーディネートされてディスカッションをされたほうがいいのではないかなと思っております。

中邨座長 政務官どうぞ。

河野大臣政務官 いろいろご意見を賜りまして、ちょっと目から鱗というところもありましたが、正直私はメーカーでずっとQCをやって育った人間なものですから、政策評価というよりはどっちかという品質管理をベースにやってきまして、なかなか接点がやはずれていたところがあるんですが。1つは、大住先生がおっしゃったようにせめて局単位で政策の優先順位をつけていかないと、これはやった意味が半減してしまうのかなというのをやはり痛切に感じました。それぞれ今やっているのを全部前提にして、それぞれがどうだったかという議論をしていると、何となく先に進まない。進めるためには、それはそれで、じゃあどういう優先順位でどこに力点を置いてどうやっていくのかというのをこの評価書に毎年毎年きちっと書き込んで、書いた以上、翌年の施策と予算に責任を持ってやっぱりそれを反映していかなければいかんというの、これは完全に抜け落ちていたところだろうと思いますので、そこは一生懸命初年度からやっぱりやらなければいけませんし、総務省がそういうことをやって、ほかの役所にきちっとそういうことをやらせるという、そのためにもまず自らやっていかなければいけないだろうと、そこは認識を新たにさせていただきました。

それともう一つ、QCで育った人間あるいは政治家という背景を考えると、政策評価の「結果の概要」で「目標達成に向けて成果が上がっているが」という記述があるんですが、我々QCですと、そこで数字を出してみると必ず上司に言われて、ちゃんをつくったのに何とかという経験と、それから国民のほうに向き合わなければいけない政治家としては、どこでこういうことがいえるんだとやっぱり返ってくると思うんですね。そのときに、この達成目標、例えば137ページに「危険物事故による被害の軽減」とありますけれども、総括時期が18年度。18年度にここまでいきますと、初年度は当然ここまでいってなければいかならうと。来年はこのへんかなと。そこから先はローリングで見直しますぐらいのやっぱりはっきりした目標があって、ここまできちっといっているじゃないかと。だから、これは成果が上がっているんだと、ある程度やっぱり国民の皆様に対して言えないと、ほどほどの客観性でいいんだというご意見もありますけれども、あまりになんにもなくて、全部ではないかもしれませんが、9割方「目標達成に向けて成果が上がっているが」といって、これを出すと、何かお手盛りじゃないかと。という、この政策評価自体の信頼性の問題になってしまうのかなと。もう少し目標をきちっと数字なり何なりで掲げておいて、それに対してここまでいっているから目標達成に向

かって成果が上がっているんですとか、いや、ちょっと新たな対策が必要なんだとか、せめてそのぐらいの客観性がないといかんのではないかなと私は思ったんですが、そのへんについてこれは必要がないのか、あるいはやっぱりあったほうがいいのかというご意見を少し伺いたいなと思います。

それからもう一つは、例えば1つ終わったやつがありましたよね。97ページ、「目標が達成され、政策としての役割を終えた」これは実は私の地元でも大変大勢の方が受講してくださったものなんですが、ちょっと違和感がありますのは、品質管理のほうですと、QCDでやるものですから、目標として550万人の国民の皆様にご受講をさせていただいて、そこは達成したと。コストはどうなんだという、550万人の皆様に対して幾らかかりましたと。じゃあ民間のそういうパソコン教室と比べて費用が実は半分で済んだ、これはすごいな、いや、10倍かかりました、冗談じゃないよという、そのコスト面の評価というのをやっぱりしないといかんのかなと。例えば一番最後から2番目ですか、165ページを見ると、ビデオ555本配って、まんがを10万部配布しましたと。じゃあ幾らかかっているのと。まんが1冊にこれだけかかっているのか、ビデオ1本にこれだけかかっているのかと、ちょっと金遣いが荒いんじゃないのとか、なるほどこれはよくやっておるといことなのか。何かそういうコスト面のことがあんまりいわれていないんですが、そういうことについてどうなんだろうかというのが、これはずっとメーカーで1個何銭という部品をつくっていた者から言うと、評価するときにそういう金の話があまりないというのはいかがなものかなという気がいたしました。特に達成目標のところまで文章でこういう目標を必ず代用特性は何なのか、その数値目標は何なのかというのを書けと10年以上言われ続けてきた身からいくと、何となくそういうのがあって結果の評価があるんじゃないかなというのが正直なところなんですが、そのあたりについて少しご意見賜ればと思うんですが、どうでしょうか。

大住委員 すみません、ちょっと補足をさせていただきたいと思います。

先ほど、私はほどほどの客観性でいいと申し上げたんですが、その意味は、せめて数値目標、数値で測れるような世界で議論してほしい。これがほどほどの客観性の条件です。本当の客観性ということになりますと、例えば私は経済学ですので、費用便益分析ということで、便益を数値ではなくて、市場価値に直そうとか、そういう努力まで考えるんですが、そんな世界はとりあえずいいということです。ですから、せめて政策目標を掲げるからには、数値目標化をする。どういう世界にしる、どういう姿にしたいのかということを示す。数値で示しますと、だれにでも目標が達成されたらどうか、大まかな姿がわかりますので、その程度のもんだということです。少なくともその数値で目標がなければ、ほどほどの客観性すら担保されないということだと思います。

それと2番目に、政務官がおっしゃったことはまさにそのとおりでございまして、自治体の行政評価の議論をしておりますと、自治体だけではなくて、例えば商品もそうなんですが、コストの厳格な把握は大前提です。行政評価の基準になりますと、少なくともインプット、コストをどれぐらいかけて、どういう行政サービス、どういったサービスを生み出すか、これがアウトプットの検証化。ここで実は終わりませんで、成果のアウトカムのようなものも見ていこうということで、3つの尺度で考えていくのが普通だと思いますが、少なくともコストは厳格

に把握をしようという、自治体ではしていると思います。

理想からいいますと、成果に対応するコストを計るべきだと私も思います。詳細を私は存じませんが、経済財政諮問会議の場でも、ベンチマーキングとか、あるいはABCとか、そういった手法を使いながら、コストの議論をちゃんとしましょうと、こういうことが問われていたかと思いますが、それはたぶん今回の政策評価の議論からは完全に抜け落ちている点だろうと思います。それはやれるところからやっていくべきではないかと思います。

清原委員 今の点に関しまして、昨年度の政策評価の研究会でも、アウトプットだけではなくて、アウトカムをきちんと把握する、という定量的のみならず定性的なことも把握するという、それからできる限りベンチマーク方式で数値目標も明確にして、そして評価していこうというような、とりわけ最近の自治体で多く採り入れられているような事務・事業評価のほうの成果を学びながら考えたわけなんですけれども、そのときには、一つだけむしろ事務局にご質問をしたいのは、そういうことを指向してされた部分もあるかと思うんですね。今回は概要の紹介があったと思うんですけれども、やがて数値目標を示しながら個別に評価を示す事例もあると思います。ただし、私はそのときに気をつけなければいけないと思っておりますのは、つまり、これも政策評価の研究会で議論したことなんですけれども、政策を評価しようというときに、コストパフォーマンスの問題とか、効率性とか、合理性という観点だけではなくて、やはり国としてこの問題は国民が非常に注目すべき重要な課題であるというようなときには、それに対して重点的に行う。例えばIT講習会などはその一つの例だろうと思うんですけれども。今これからITを国民一人一人がIT機能を生かしてその恵沢を享受できることを実現していくためには、一人一人が主体的に学べる機会を身近な基礎的自治体でつくっていくことを国が支援しましょうという方針を示すという事例です。そのような効果の面を実行していくときに、必ずしも事前のフェジビリティ・スタディーとか、そういうようなことが十分でなくても、今年度とにかくやりますというような即時的な効果をねらうべき政策もあるかと思えば、例えば最後のほうにありました恩給とかそういう粛々とそれはきちんと一定にやっていかなければならない政策もありまして、必ずしも効率性とか数値目標を示してやっていくことだけが有効な尺度とならない政策もあるだろうと考えます。私は今年度のこの網羅的な政策評価に関して担当の方が直接なさることを通して、実はこちらの概要のほうではよくわからないんですが、こちらの厚いほう、あるいはその原票に当たるようなものを丹念に見ることによって、おそらくイメージではなくて、現場の方が政策評価をするプロセスを通じて、今のような政策の類型化というのができはしないかなと思います。そういう活用もやっぱりやっていただかないと総務省は扱う政策の領域あるいは事務・事業の領域がかなり広いので、イメージで多様だろうということはわかるんですが、実態調査を伴うこのプロセスに沿って根拠のある類型化をしていく必要があるだろうなということが一点です。

もう一点は、そうはいつても、大臣政務官がおっしゃったように、やはり国民の視点から見たら「わかりやすい」ということが大事でして、それが「ほどほどの客観性」とおっしゃったんですけれども、やっぱり定量的にあるものは比較して出していただきたいし、ないのであれば、次年度この政策評価が続くわけですから、必要なデータは努力してやっぱり確保していただきたいと思います。そうでないと経年比較もできないわけですし、データがないから判断で

きないんだといわれてしまうと、ないものを求められないのが国民でございますから、やっぱり望ましいものは国民の視点からデータとして取っていただきたいと。これはぜひお願いしたいということです。

3点目に、武田委員がおっしゃったように、今は顧客満足度が非常に重要で、しかし、このぐらい把握しにくいものはなくて、アンケート調査等でお茶を濁しているところがあるわけなんです。国民からの問い合わせとか、あるいは民間との連携でされているような事業の場合には、民間が把握している生の利用者の声とか、自治体が把握されているものとか、そういった定性的なものをいかに把握するか。これは今も行われているのに、総務省に届いていない国民の声とか利用者の声があると思うんですね。ですから、これを機会に成果が上がっているかないかの判断の根拠を客観的に示す有効なデータに関しては、新たに調査を企画・計画されるということでお金を使うのではなくて、今行われているものをぜひ政策評価に活かすのだということで集約していただく。それを各部門が努力していただきたいなと思います。そうでないと、成果が上がっている、いないとの判断の根拠がそれなりに見えている政策もあるんですけど、何となく論拠がないまま担当者が判断しているんじゃないかなと疑われるようなものがないわけではないので、これはやはりぜひご努力いただきたいなと思います。

中邨座長 何かほかにもございますか。

武田委員 政務官が言われたように数値目標ということについて、大住、清原委員も賛同されていたと思いますが、私も、数値目標が明らかになっていることは非常に重要なことだと思っております。ただ、実際にはなかなか難しいこともあると思っております。できるものとはできないものがあるだろうということです。ただ、清原委員も言われたように、これから長い年月をかけてずっと継続的に評価していくものですから、何らかの定量的な評価をできるよう努力するべきだろうと思っております。直接的な数値目標でなければ、何か参考値のようなもの。あるいは政策の中には、外的な要因で総務省のがんばりが直接的にその数値に反映されにくいものもあるでしょうから、そういったものも明らかにした上で、ある程度定量化するようなことを考えていくことが現実的だと思います。

コストについてですが、コストについての記述が必要だと言われた場合に、それを否定することは難しいのですが、単純ではないという気もしております。例えば先ほど政務官が引かれた、97ページの550万人に研修を提供した費用が幾らだったのだろうかという部分については、もちろんそれを記述することは意味があると思うのですけれども、そういった部分よりも、もう少し大きな視点で何かコストの評価みたいなことができるとういと思っております。こういった部分については、会計監査のほうでもよく見ているでしょうし、予算を設定するときに議論をされていると思っております。この中にそういった数字が書かれるのも重要なのですけれども、もう少し何か大きな意味でのコストの評価、これは一件一件違うと思っておりますけれども、を考えたほうがむしろ実質的な感じがします。一件一件で幾ら使ったということ、この政策評価の中であまり深く議論していくと、逆に言うと、「木を見て森を見ず」みたいなことになるのもったいないので、そこはバランスが必要ではないかと思っております。もちろんコストは重要な視点なのですけれども。あと、大住委員に少しお伺いしたいのですけれども、「選択と集中」というような議論が政策評価の中にどう組み込まれるべきか。局としての優先順位付けということ、そ

それぞれの政策の相対的比較といいますが、それをどう具体的につけていくかというところに、あまり具体的なイメージを持たないものですから、そのところをもしよければ具体的にお聞かせ願いたいのですけれども。

大住委員 選択と集中というのは、たぶんこれは価値観の議論を最初からやろうということだと思っんです。本来、価値の議論は政治の判断だと思っんですね。例えば先ほど来話題になっておりますけれども、ITの技能の向上が大事だと。これは政治的な価値判断なんっです。幾らかかってもやるべきだというならば、それはそれで政治的判断として尊重されるべきだということだと思っんですけれども。行政評価なり、あるいは海外のそういった政策評価の枠組みを見ていきますならば、少なくともだれが判断をするかといっますと、これは政治が判断すべきものっです。何が大事かということをして政治が判断するわけっです。ところが、政治が判断するとき、必ずしも判断する材料が政治家の先生方、あるいは大臣の手元になっ、あるいは政務官の手元になっ場合がしばしばっです。そういう場合には、経営学っですと、スロットなんていっ言葉があります。現状分析をする。現状分析をする際に、客観的な資料、データをもとにやっっていくことになるわけっです。そのための基礎資料として今回の作業は使えるのではないかと思っます。この中には、客観的な記述あるいはデータがある程度入っっているものもあっりますので、データをもとに、例えば局として何が課題なのか、局の本来の役割、ミッションから見て、使命から見て何が課題なのか。課題を認識し、課題を克服するためにどうするの、将来何をを目指すの、ビジョンやそのための手段の議論をしていくことにとりあえずなると思っんです。

ところが、何が大事かというのは、なかなか大変で、行政のご担当の方だけではなかなか議論できません。Aという政策とBという政策とどっちが大事かと問われまっすと、これはなかなか難しいと思っます。その判断をするための基礎資料は少なくとも行政側で準備する必要があるのだらうと思っます。A施策が、本来目指すべき政策目標はこうっですと、現状はこうこうこういうふうになっ離れをしております。さあどうしようかということなっんですが、本来はこういう姿を目指すべきである。ここまでは少なくとも行政の仕事だと思っんです。A施策、B施策、C施策というようなものが並んでいっるわけっすけれども、それが上位の政策目標に対応関係で何を優先すべきかという議論を、これはたぶん政治の世界になっるかと思っますけれども、本来は政治の世界だと思っますけれども、判断をしていただくと、こういうことにならうかと思っます。価値観の議論はオープンにしていく。オープンにするときに何をを使うかといっますと、先ほど来話題になっていっます指標、データを使っます。データをもとに価値観を表現していく。そういったものをもとにオープンな議論をしていく。場合によっては国民を巻き込み議論をしていっ、価値を選択していこうと、こういうことだと思っます。

ところが、ひと昔前はこういうことをやっっていませんでした。おそらく30年ほど前、PPBSなんていっ時代がございませっけれども、これはそうではなくて、先ほど私が申し上げたような費用便益分析のようなものを追求したんだと思っます。すべてではないっすけれども、客観的、厳格な尺度を重視し、費用対効果という意味でより便益の多い政策、施策を選べばいいと、こういう単純な尺度で行政の意思決定を合理化しようといっ試みだっただけっすけれども、そんなものはだめっすよね。少なくとも価値観が大事っすので、社会、経済は成熟化いた



しますと、価値が多様化していますから、価値観の議論を抜きにして政策決定はできないということですから、今海外で進められているような行政評価や政策評価は少なくとも価値観をオープンにする。オープンにする素材として、便益を例えば金銭価値に直して、こんなことをしたら無理ですので、そもそもほどほどの客観性という意味で数値目標とデータを用いて議論をする、こういうことだと思います。

一力委員 ちょっと一言追加させていただきたいんですが、総務省さんがほかの省庁の評価をされる立場だと思っておりますけれども、ほかの省庁の、ことに大きいところは、膨大な業界を抱えていると思うんですね。今まで日本の行政というのは、何か業界保護だということをいわれていたわけですね。アウトプットとアウトカムということになりますと、国民、大衆にとってどれだけの便益があるのかということに主眼点を置いていくと思います。たまたま総務省さんの場合は、抱えている業界が電気通信事業とか非常に少ないですね。そういうことで私は電気通信事業者の一社の経営をやっていた立場から言うと、業界保護を一切要らないと。むしろ、一般国民にとってどういうベネフィットが政策遂行の上であり得るかということが重要だろうと思うんですね。例えば10年前には信じられないような、一種事業者の電話会社が400社以上あって、二種事業なんて1万超えていると。要するにありていに言えば、自由競争の中でこれで店じまいするところはしなさいと、自己責任だということが前提にないと、1万社あるのを誇るとか、電話会社が400社あるのをこれは業界が発展したと取るのは僕は偉大なる誤解だと思うものですから、そうではなくて、むしろほかの省庁のいろいろな評価をなさる場合に、膨大な業界を抱えているところが、業界の保護的なことを言ってきたらば、それはやっぱり鉄槌を下さないといけないというのが私の意見でございます、それを申し上げておきたいと思います。

中邨座長 時間もかなり過ぎてまいりました。

政務官何かございますか。

河野大臣政務官 きょうは本当に総務省の評価の第一歩でございますので、どうぞ引き続き遠慮のないご意見を賜りたいと思いますし、きょう、本当に短い時間でございますので、コメント足らないところ、あるいは具体的にここをこういうふうにしたらいいのではないかというものは、文章でも口頭でも何でもかまいませんので、継続してお寄せいただければ誠に幸いです。どうぞよろしくお願いいたします。

中邨座長 実は私はいつも最近必ず申し上げる言葉がございまして、それはT A P E（テープ）という言葉です。何かといいますと、Tはトランスペアレンシー（透明性）でございます。それからAはアカウンタビリティという言葉を表しております、Pはパーティシペーション（参加）、Eはエクイティー（平等）です。その頭文字を取りまして、いつもT A P Eとっております。T A P Eというこの言葉は、21世紀の行政で非常に重要な課題だろうと私は考えております。Tのトランスペアレンシーのほうは、研究会を一年、行いまして、ようやくこういうものが出来まいりました。私はそういう意味で大変感激をしております。総務省の皆さんの努力で透明度は、相当上がったなというふうな実感でございます。

ただ、今ご議論を聞いておりますと、やはりまだまだアカウンタビリティの点につきまして、数値化の問題とか、あるいは局ごとのプライオリティーの設定、政務官がおっしゃったよ

うなお話を考慮に入れますと、まだまだ来年に向けて工夫をされる必要があるのかなという気がいたしました。そして、Pのパーティシペーションのほうでございますが、これはこの成果物が8月末にインターネットで流されるようでございます。ただ、私はちょっと不思議だなと思うことがあります。例えば普通ですと、成果の冒頭に評価基準が掲載される。A B C D Eというふうに、評価基準をもとにして成果は上がっているとか、あるいは成果はまだ十分ではないというようなことになるのだらうと思います。おそらく一般の国民の皆さんもそういうふうなことで判断をされると思うんですが、そういうことからすると、最初のほうに評価は5つぐらいあるというようなことをお書きいただくと、読んでいるほうもよくわかるのではないかなという気がいたしました。更に成果は上がっているけれども、改善も必要だという点ですが、これについては中身が2つぐらいあって、それでは改善はお金をかければ改善できるのか、あるいはそうではなくて、この政策自体の構造的な問題に改善の必要があるのかというような、将来に向かっての説明が私はどうしても必要ではないかなという気がいたしました。

最後に、エクイティーの平等という点でございますが、これについても、政策のいろいろな性格上問題があるのもあるかと思うんですが、この点についても来年度に向けてはぜひいろいろ工夫をされる必要があるのかなというのが私の印象でございます。

我々の議論だけで終わるといわけにいけませんので、あと5分ばかりでございますので、ぜひ担当企画官なり課長、総括審議官でも結構でございますので、何かコメントをちょうだいできればと思います。

林崎政策評価広報課企画官 私のほうから事務的なお話を何点か申し上げたいのですが、1つは、お手元に本日出席いただけませんでした上山委員と國井委員からのご意見をいただいておりますので、ご紹介申し上げたいと思います。

ほかにもこういった形で、また今後ご意見をいただけることを期待してございます。

それからもう一つお手元にお配りしてあるのは参考資料でございます、ちょっとご覧いただきたいのですが、参考資料1がございまして、これは何かと申しますと、「平成15年度におきまして実績評価方式により評価しようとする総務省の政策等」ということで、きょうご覧いただいたものの来年度版はどういう政策を評価対象にするかということをもとめた表でございます。実はこれはインターネットに載せておまして、パブリックコメントに付して、今その状況をとりまとめ中というものでございます。中をご覧いただきますと、左側の項目という欄は、先ほど来ご説明申し上げました大政策が並んでおまして、これは基本的には今年の昨年来ご議論をいただきながらつくってきた、あまり実務とかあるいは機構とか組織とかいったものにとらわれなくて、省としての政策でまとめて考えるという方向に沿ってまとめた大項目でございます。

それからその下に、先ほど来ご覧いただいたような政策が書いてございます。右から2つ目の欄には指標といたしまして、達成目標のところズバリ全体的な目標値といったものを客観的に示せないものにつきましては、状況がどういうふうに進んでいるかということ、指標で極力客観性を持ち得るような指標を用いることにしておりますので、それにつきましてもパブリックコメントに付しているというものでございます。

先ほど私のほうの説明も悪かったですけれども、評価書の本体のほうには極力このような

指標を書き込むようにということで各部局で書き込んでおりますので、またご覧いただければと思っております。

とりあえず実務的なご連絡としては、以上でございます。

次回の予定を申し上げますと、8月9日（金）の午前10時から12時ということで予定しております。きょういただいたご意見、その後いただくご意見等を踏まえて、またご報告をさせていただきながら進めたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

宮島政策評価広報課長 いろいろご意見いただいたものにつきましては、次回8月9日にできるだけ盛り込むということで努力をして、短期間では難しいものについては少なくとも来年度付加していくというつもりで鋭意これからまた引き続き作業をさせていただきたいと思ひます。どうぞよろしくお願ひいたします。

中邨座長 それでは、本日大変長時間にわたりましてご説明をいただき、また、いろいろのご意見を賜りました。次回、そういうことを念頭にしながら、またこの評価会を進めていきたいと思ひます。

本日は、どうもありがとうございました。